

ハードよりもソフト、ソフトよりもハートが大事

この言葉は、私が県職員として自治省（現在の総務省）の外郭団体である地域総合整備財団（ふるさと財団）に出向していた平成8年に、長崎市で開催したまちづくり講座の講師をお願いした方の言葉です。大変失礼な話ですが、講師のお名前は忘れてしまいましたが、この言葉だけが脳裏に深く刻み込まれています。

長崎市は日本有数のかまぼこの産地で、商店街はかまぼこを地域の特産品として位置づけ販売促進に力を入れていましたが、当時は消費の低迷により販売が伸び悩んでいました。この販売不振を打開するヒントを得ようと、長崎市の商店街からふるさと財団に対しアドバイザーの派遣要請がありました。要請を受けた財団では、長年、商店街振興組合の役員としてまちづくりに積極的に関わっていた東北地方の商店主の方を派遣することにしました。

その講師は講演の中で、「最初に、自分たちの街を良くしようという熱意（ハート）がなければ街は良くならない。次に、どうしたら街を良くすることができるのかみんなで考える。自分たちの持っている知恵を結集（3人寄れば文殊の知恵）することで、思いもかけない素晴らしいアイデアが生まれる。そして自分たちができること（ソフト）から始める。最後に施設整備（ハード）が必要であれば行政に働きかければよい。」とお話されました。

まったく講師がおっしゃる通りだと思います。まちづくりで重要なことは、市民自らが自分たちの住んでいる街を住みよい場所にしていこうという熱意（ハート）、そして住みよい街にするためには何が必要かをみんなで考えることです。最初は自分たちで取り組める事業（ソフト）を考えます。最終的に箱物（ハード）が必要になるようであれば行政に支援を求めます。

ここで大切なことは、ハードが必要な場合でもソフト（コンセプト、活用方法など）について、十分検討する必要があるということです。立派な施設（ハード）が出来上がっても、利用されず「粗大ごみ」になってしまっただろうでしょう。利用されなくなった施設は壊せば無くなりますが、造るために調達した借金の山は無くならないのです。

（平成20年7月号）

地方自治と住民自治

地方自治とは、地方の運営は国からの関与によらず地方の住民の意思に基づき行うことをいいます。この地方自治は、「住民自治」と「団体自治」の2つの考え方から成り立っています。「住民自治」は、住民自らが政治や行政に参加することによって住民の意思を地方政治に反映させようとする考え方であり、イギリスで発達しました。「団体自治」は、国の介入を排除し国と対等の立場で行政を行おうとする考え方で、ドイツで発達しました。

「住民自治」は長・議員の選挙、住民発案、リコール（長・議員の解職請求）、議会の解散請求などとして制度化されています。しかし、現状では政治や行政に対する住民の参加意識は低く、陳情・要望が多い反面、建設的な意見や提案が少ないような気がします。これは、長い間、地方が権限（仕事）や財源（お金）の面において、国に大きく依存していたことと関係があります。

平成12年施行の地方分権一括法により地方への権限委譲が行われ、その後、平成16年の「三位一体」改革で、税財源の地方への移譲が始まりました。徐々にではありますが、国と地方は、これまでの上下主従の関係から対等平等な関係に移行しつつあります。地方分権の推進により、地方は地域の特殊性や実情に合わせたきめ細かな対応が可能となります。一方で、住民自らが政治や行政に積極的に参画することが求められています。

市としては情報公開を一層進め、各種審議会等での市民参加やパブリックコメントの実施など、市民の声を広く聞く機会を更に増やし、市民と協働してまちづくりを進めてまいります。また、市民の皆様からは民意が市政に反映されているかどうかを普段からチェックしていただき、仮に民意に反する市政が行われているようであれば、勇気をもって住民自治の権限を行使していただきたいと考えています。（平成21年4月号）

自助、共助、公助

先日、災害時の「地域における自助・共助の重要性」というテーマで講演を聴く機会がありました。講演では、阪神・淡路大震災の被災地神戸市で建物倒壊により下敷きになった人のうち、消防団や近隣住民によって救助された人が消防隊員によって救助された人の8倍以上にもなったという実態が紹介され、災害時における行政の初動体制の限界が提示されました。

この災害を踏まえ、地震などの自然災害に対しては、これまでの「公助（行政がすべきこと）」依存体質から脱却し、「自助（住民個人がすべきこと）」や「共助（地域がなすべきこと）」との連携が重要であり、このことにより地域の防災力が高められ、被害の程度を抑えることができるという話でした。全くそのとおりだと思いました。

自助・共助への意識低下と公助への依存は、災害への備えや対応についてだけではなく、私たちの普段の生活の中でも同じような状況が見られます。家族や地域の中での人間関係や絆が薄れてきていることと関係があるように思います。

物のない時代や工場化・機械化されていない時代には、多くのモノやサービスを、個人・家族の力で、または近所・地域の助け合いの中で生み出してきました。このように、昔は自助・共助が当たり前で、公助の役割は小さいものでした。

高度経済成長期に入り、民（企業）や官（政府）によるさまざまなモノやサービスが溢れるに伴い、自助や共助の精神が徐々に薄れ、公助への期待や役割が大きくなりました。

経済が成長期から成熟期に入った現在、大きくなり過ぎた公助を維持するには膨大な財政負担が必要になっています。あらためて、自助・共助の役割や機能を再評価し、その重要性を認識すべき時期に来ているのではないのでしょうか。（平成22年3月号）

新しい公共

「新しい公共」について、鳩山前首相が所信表明演説の中で「人を支えるという役割を“官”と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっている方一人一人にも参加していただき、それを社会全体として応援しようとする新しい価値観」と述べています。要するに、「これまで政府公共部門のみが公共性の担い手と認識されていたのに対して、公共性はさまざまな主体によって担われるべきである」という考え方です。

この「新しい公共」を自治体レベルの問題としてとらえた場合、自治体行政をめぐる政府・住民・企業の役割や責任をどのように考えるかであり、二つの立場からのアプローチがあります。

一つは住民の側からの取り組みです。現在、行政が処理している公共事務の多くは、もともと住民が共同で処理していた地域固有の仕事を行政に委託したものです。しかし、行政に任せた結果、「無駄が多い」「住民の望むサービスになっていない」などの問題が発生し、すべてを行政に委ねるのではなく、自分たちでできることは自分たちで取り組んでいこうとするものです。

もう一つは行政の側からの取り組みです。住民の価値観の多様化・複雑化などに伴う公共サービス需要の増大と財政余力の低下により、政府がすべての公共サービスを一元的に提供することが困難になっています。このため、多くの自治体では指定管理者制度、民営化、民間委託などにより、公共サービスの新たな担い手として企業やNPO法人の参画を求めています。

現在、市では「まちづくり基本条例」の制定に向けた市民検討会議や「福祉の道の駅」に代わる「市民交流エリア」の整備に向けた検討委員会など市民レベルの検討組織を設置し議論を重ねています。この取り組みは、まさに「新しい公共」の目指すべき方向と合致していると考えています。今後とも市民の皆さまからの主体的かつ積極的な市政への参画を期待しています。(平成22年9月号)

経済（エコノミー）と環境（エコロジー）

先日、環境問題をテーマにした講演を聴く機会がありました。講師の月尾嘉男氏（東京大学名誉教授）のお話の中で特に興味深く感じたところは、経済（エコノミー）と環境（エコロジー）の語源には古代ギリシャ語の共通項があるという点です。経済は生物の住処（すみか、オイコス）を管理する制度（ノモス）という意味で、環境は生物の住処（オイコス）を研究する手法（ロゴス）という意味だそうです。

これまで経済と環境は利害が相反する概念として認識されてきました。二酸化炭素の排出削減など地球温暖化対策に向けた国際的な取り組みが急務となっていますが、環境対策を優先すべきと主張する先進国と自国の経済発展が大事だと主張する途上国との間で意見調整が難航しています。

月尾氏によれば、地球が誕生して現在までの46億年の歴史を1年間に短縮してみると、環境問題の発生原因となっている現代人が地球上に登場したのが新年を迎える2分前で、その人類が爆発的に増えたのが、12秒前になるそうです。大事なことは現在の環境問題がこのわずかな時間の中で発生しているという点です。

爆発的に増えた人類の生活や生産活動を支えるために、鉱物資源や化石燃料など自然界から多くの資源が収奪された結果、カロリー（熱量）消費が急激に増え、大気温度の上昇や気候変動をもたらし、今日の環境問題を引き起こしました。今こそ環境が生み出す価値を再考し、資源循環や自然再生の推進、地産地消の拡大、伝統の再考など地域社会の取り組みが重要であるとしています。

阿賀野市においても、今年2月に「阿賀野市バイオマスタウン構想」を策定しました。これは市内にある未利用、または廃棄される生物資源（バイオマス）を利活用し、肥料や飼料、原料、燃料として再生することにより、資源循環型社会を構築しようとするものです。また、環境ビジネスという新たな産業を興すことにもつながっていきます。市内企業、事業者の積極的な参加を期待しています。（平成22年7月号）

天地人

一昨年（2021年）のNHK大河ドラマのタイトルとして記憶されている方もおられるかと思いますが、このタイトルの出典は孟子の言葉にある「天の時（天の時）は地の利（地の利）に如かず、地の利（地の利）は人の和（人の和）に如かず」です。

意味は、事業（仕事）を成功させるためには、三つの条件が必要とされ、一つ目は「天の時」（実行のタイミング）、二つ目には「地の利」（立地条件）、三つ目に「人の和」（内部の団結）です。しかし、この三つの条件のなかで、「人の和」が最も大切な条件とされています。

さて、先の9月24日・25日と新発田市月岡温泉で「国際ご当地B級グルメグランプリ」が開催されました。このグランプリにおいて、阿賀野市から出品された「白鳥美人」が、見事、米粉グルメの部門賞を受賞しました。この「白鳥美人」について、少し紹介します。「白鳥美人」は米粉が3割入ったうどんと豆乳など阿賀野市産の「白」を基調とした食材を使い、瓢湖に飛来する白鳥をイメージして開発されたご当地B級グルメです。麺も白なら、スープも白という「白」にこだわったものです。現在、市内11の飲食店で、味付けやトッピングに工夫を凝らしながら「白鳥美人」が提供されています。

この「白鳥美人」は、農商工連携プロジェクトとしても注目されています。食材に使う米粉用の米や豆乳用の大豆を栽培している農家、米粉を麺に加工する製麺工場や大豆を豆乳に加工する豆腐工場、「白鳥美人」を提供している飲食店、全て市内の関係者です。また「白鳥美人」を市内外に普及させようとPR活動に取り組んでいる「白鳥美人隊」の皆さんも阿賀野市民の方々です。食材の生産（農業）から加工（工業）、販売（商業）、販売促進活動まで、「白鳥美人」ができるまでのほとんどの工程において市民や市内の事業所・企業が関わっています。

「白鳥美人」が米粉グルメの部門賞を獲得できたのも、天の時（食欲の秋・好天）、地の利（隣のまち）に加え、「人の和」、すなわちヒト（人材）、モノ（素材）、チエ（技術）とハート（情熱）が相乗効果となって表れた結果ではないかと考えています。関係者の皆さまのご尽力に対し深く感謝を申し上げます。（平成23年11月号）

地産地消のすすめ（食料編）

地産地消という言葉を目にする事が多くなりました。「地域生産地域消費」の略語で、その地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費する運動です。

阿賀野市においても、「地産地消」の取り組みが広がり、地元農家が生産する野菜などの農産物や漬物などの加工品を直接販売する直売所が市内に10数か所あります。これらの農産物（加工品）には、生産地、生産者、収穫日などの情報がパッケージなどに印刷されているので、買う人も安心して購入することができます。なかには、その日の朝に収穫した野菜を店頭並べている直売所もあります。「新鮮、安全・安心、安い」ことから、すぐに売り切れてしまう直売所もあります。

実は、この「地産地消」は今に始まったことではありません。私が子どもの頃は、スーパーマーケットなどの流通機構がまだ発達していなかったことから、自家生産された米や野菜を自家消費する生活が普通でした。自家消費して余った農産物は販売したり、隣近所などにおすそ分けしたりしていました。自家生産できない農水産物は水原六斎市などの露店市場や行商人から買い求めていました。それらの農水産物も地元や周辺地域で生産・収穫されたもので、昔は「地産地消」の生活が当たり前でした。

今はどうでしょうか。流通機構や輸送手段の発達により、安価な輸入農産物が国内市場に氾濫しています。スーパーマーケットなどの店頭並ぶ輸入野菜に季節感（旬）を感じる取することはできませんし、残留農薬など食の安全の面からも懸念があります。

また、輸入農産物の増加は地球温暖化の面からも問題があります。輸入農産物は遠距離輸送のため、大量の燃料・エネルギーを必要とします。輸送する際にかかる二酸化炭素排出量等のコストを計算するフードマイレージの観点から考えると、「地産地消」は不必要なエネルギー消費、二酸化炭素の排出削減が可能な、環境にも優しい食生活スタイルです。この「地産地消」の取り組みをもっと広めていきたいと考えています。

（平成24年3月号）

地産地消のすすめ（エネルギー編）

地産地消への取り組みは、食だけではなくエネルギーなどの資源についても広がっています。今では、暖房や煮炊き用に使用される燃料は電気やガス、石油など大量生産が可能なエネルギーですが、私が子どものころは地元で調達できる薪炭（しんたん）やもみ殻なども燃料に使われていました。

今日ではテレビ・冷蔵庫・洗濯機など多種多様な電化製品が普及した結果、家庭や工場・事業所において大量の電力が必要となりました。クリーンなエネルギー源である水力発電だけでは増え続ける電力需要に追い付かず、石炭や石油、液化天然ガスなどの化石燃料を海外から輸入して不足する電力を生産してきました。一方、エネルギー資源を海外に依存すれば資源価格の高騰など、新たなリスクが発生します。

これらを回避するため、また発電コストの安さと二酸化炭素を排出しないクリーンな電力源として原子力発電を推進してきた日本ですが、今や原子炉の数で見れば世界第3位です。しかし福島第一原子力発電所の過酷事故によって生じた膨大な損害賠償額や放射性物質放出による健康被害や環境汚染を考えれば、原子力発電の優位性であった「安い、クリーン」という前提は完全に崩れてしまいました。不足する電力を補うため、当分の間は化石燃料による電力生産にシフトせざるを得ません。

このような電力制約のある中で、昨秋、県営東部産業団地内に太陽光発電所が稼働した意義は大変大きいと考えています。一般的に電力会社が生産する電力は消費地から遠く離れているために、送電設備の建設や維持に掛かる経費は莫大な金額になります。また距離に比例して発生する送電ロス考えた場合、エネルギーを地域で生産し地域で消費することは理にかなっており、エネルギー使用の効率化にもなります。

市では太陽光発電所の稼働を契機に、一般住宅においても太陽光発電の導入を進めるため昨年度から助成事業を実施しています。「エコなまち」づくりを推進するため、市民の皆さまの積極的な参画をお願いします。（平成24年4月号）

入るを量^{はか}って出^いずるを制する 二宮尊徳

今月の一言は、江戸時代の農政家・思想家で有名な二宮尊徳（金次郎）がとった財政再建の理念で、「入ってくる税金をよく予測してから支出を考えることが大事。出ることを先に決めておいて、足りないからと増税するようなことをしていたら、人々の生活は悪くなるばかりだ」という意味です。

さて、政権政党の民主党が昨年夏の衆議院議員選挙用に作ったマニフェストについて、子ども手当や高速道路の無料化など幾つかの政策課題が財源不足のため完全実施が危ぶまれています。22年度予算編成においても、事業仕分けによる財源確保が思うようにはいかず、不足分は借金で調達しました。借金はいずれ税金で返済しなければならず、返済財源が確保できなければ、増税も検討しなければなりません。「入る（収入）を量らなかつた」ために「出ずる（支出）を制する」ことができなくなったわけです。

家庭でも収支が赤字にならないようするため、収入が増えないのであれば支出を削り、支出が削れないのであれば、収入を増やすしか方法はありません。一方、政府は収支が赤字であっても借金（赤字国債の発行）をすることにより赤字を埋めることができますが、国と地方を合わせた借金残高は今や約862兆円と多額に上っています。また、長期債務残高の対GDP（国内総生産）比率は181%で、先進国の中でも群を抜いて高い比率になっています。これが5年後の2015年には250%にも拡大すると予測されています。政府の財政運営に対する市場の信認が低下し財政危機に瀕しているギリシャの状況は決して他人事ではありません。

阿賀野市においても、平成26年度以降は、国からの交付税が大幅に削減されます。尊徳の思想を参考にしながら基礎的財政収支（プライマリーバランス）の均衡を目指して行財政改革に不退転の決意で取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をよろしく申し上げます。（平成22年6月号）

よい借金、わるい借金

8月に公表された財務省の資料によれば、国と地方の長期債務（借金）残高は、平成22年度末で862兆円となり、対GDP（国内総生産）比で181%になると見込まれています。借金の多くは国や地方公共団体が発行する国債や地方債です。

国債には道路や学校などの社会資本整備のために発行される建設国債と税収減などによる歳入不足を補うために発行される赤字国債とがあります。社会資本という資産が残る建設国債は「よい借金」ですが、資産が残らず将来世代につけを回す赤字国債は「わるい借金」です。景気悪化による税収不足と社会保障関係費の増加により、近年、多額の赤字国債が発行されています。

また、「よい借金」の建設国債も「わるい借金」になってしまう場合があります。90年代に入り、景気対策として国も地方も公共事業予算を大幅に増額してきましたが、人口減少・少子高齢化の進展、経済成長の鈍化などで、以前ほどには公共事業による経済波及効果は望めなくなりました。特に、文化施設など「箱物行政」とからかわれた豪華な公共施設が全国のあちらこちらに建設されましたが、利用者の減少などにより遊休施設となったものもあります。利用されなくなった社会資本は、もはや資産としての価値はなく、残った借金は「わるい借金」です。

阿賀野市の一般会計における市債（借金）残高は、現在約242億円です。ほとんどは社会資本整備のためのものですが、近年、国から交付される交付税の不足分を補うために発行する赤字地方債（臨時財政対策債）が増えています。今年度発行予定の市債約17億のうち約11億円が赤字地方債です。

市の財政は今後とも大変厳しい状況が続きます。公共施設の整備に当たっては、「よい借金」が「わるい借金」にならないよう、費用対効果をしっかりと精査した上で事業を選択し、施設の効用が長期にわたって発揮される運営を行っていくことが大事であると考えます。（平成22年10月号）

負担と給付

世論調査によれば、先月発足した菅改造内閣に優先的に取り組んでもらいたい課題の第2位に、年金などの社会保障制度改革が挙げられました。日本の社会保障関係費が毎年1兆円ほど増加する一方で、財源確保のため多額の赤字国債を発行している財政の状況を考えると、社会保障制度改革は政治が最優先に取り組むべき喫緊の課題であるといえます。

日本社会が世界に先駆けて人口減少・少子高齢化が進む中で、年金・医療・介護など主に高齢者を支える社会保障システムが制度疲労を起こしています。支える世代の人口（15歳～64歳までの生産年齢人口）が減り、支えられる世代の人口（65歳以上の老年人口）が急速に増えているからです。

国立社会保障・人口問題研究所が平成18年12月に公表した将来推計人口によれば、2005年の生産年齢人口は8千4百万人、老年人口は2千5百万人でしたが、出生・死亡とも中位に推移した場合、50年後にはそれぞれ4千6百万人、3千6百万人と推計しています。1人の引退世代を支える現役世代の人数が2005年には3.4人でしたが、50年後の2055年には1.4人と減少します。

日本の高齢者向け社会保障給付の財源には、給付を受ける本人が負担する保険料と公費（税金）が充てられています。財源の4割から5割が公費で、主に現役世代が負担します。負担する世代が減り、給付を受ける世代が増えている現状では、給付水準を維持しようとするれば、現役世代の負担割合（保険料率）を引き上げるか、公費負担を引き上げるしかありません。いずれの方法も一方的に現役世代に負担を求めるものです。

また公費負担の引き上げには恒久財源が必要ですが、借金（赤字国債）に頼ってしまうと、将来の世代に負担を押し付けることとなります。このように負担する時期と給付を受ける時期との差から生じる「時間のずれ」と負担する世代と給付を受ける世代の人口の差から生じる「数のずれ」によって世代間で不公平が生じています。

社会保障制度は「100年の大計」を見据えた中で取り組まなければならない政治課題です。持続可能な社会保障制度の構築に向けて、不退転の決意で取り組んでもらいたいと考えています。（平成23年2月号）

ようとう くにく 羊頭を懸けて肉肉を売る

「見かけや表面と実際・実質とが一致しないたとえ」として有名な言葉ですが、5月上旬に起きた焼肉チェーン店での腸管出血性大腸菌感染による食中毒事件では、4人の死者が出るなど食の信頼を揺るがす事件として世間の注目を集めました。この店では看板メニューである「ユッケ（生肉）」について「和牛、新鮮、安い」などを売りにして多くの顧客を集めていたようですが、実際に提供していた生肉は粗悪品で、調理段階での下処理も十分でなかったことが指摘されています。

さて、行政サービスにおいてはこのように羊頭を掲げ、安くておいしい羊肉を売り出しながら、資金不足を理由に途中からまずい狗肉（犬肉）に変更するようなことはあってはならないことです。阿賀野市が誕生する前の旧4か町村時代に、合併に向けた協議の中で取り扱いが異なっていた住民サービスや負担については、「サービスは高く、負担は低く」という考え方のもとで合併協定の合意がなされました。

財政から考えれば、住民サービスを高くすれば支出は増え、住民負担を低くすれば収入は減ります。この合意により2億8千万円余りの財源が新たに必要となりましたが、国の三位一体改革により地方交付税が大幅に削減されたため、財源不足となりサービスや負担の見直しが必要となりました。

その中の一つに法人市民税の法人税割があります。これは黒字決算の法人企業から納めていただく市民税ですが、合併前は旧水原町を除く旧3か町村が12.3%の税率を採用していたことから、合併後の税率は負担の低い12.3%となりました。

現在、県内20市の中で12.3%の税率を採用しているのは阿賀野市だけです。他市では14.7%（南魚沼市は13.9%）を採用しています。市民サービスを安定的に供給するため、旧水原町が採用していた14.7%に戻すための税率の改正案が6月議会で審議されています（このエッセーが出る頃には、結果が出ていることでしょう）。今後とも市民の皆さまへのサービス提供が停滞しないよう、健全な財政運営に努力してまいります。

（平成23年7月号）

所得再分配

財政が持つ機能の一つに、所得再分配機能があります。これは税制や社会保障などを通じて、高所得者から低所得者へ富を移転させるものです。市では不景気で業績が落ち込んでいる市内の中小零細企業や個人事業主を支援するために、本年1月から小規模公共工事の発注や地域プレミアム商品券発行事業、住宅リフォーム助成事業など景気経済対策を実施しています。

次年度以降も継続実施する必要があると考え、財源確保の一つとして法人市民税（法人税割額）の税率改正案を3月の市議会に議案上程しました。この税率改正案は、不景気でも黒字の企業から県内他市並みの税率を負担していただき、これによる増収分を不景気で赤字の企業や個人事業主を支援する事業の財源に充当しようというものです。しかし、6月市議会での審議結果は反対多数で否決となりました。反対意見は「東日本大震災などの影響で景気が落ち込んでいる」というものですが、被災地でもない阿賀野市の影響はわずかでありしかも一時的なものです。

確かに平成18年度に約4億9千万円の税収があった法人市民税はその後毎年度減少し、21年度には約2億7千万円と大幅に減少しました。しかし、翌22年度には約3億4千万円と増加に転じ、増加分の約7千万円はすべて黒字企業から負担していただく法人税割額の増加分です。リーマンショックの影響で落ち込んだ輸出関連企業の業績が大きく回復してきたものと思われまます。

今回の法人市民税の税率見直しの趣旨が市議会において充分にご理解いただけなかったことは大変残念ではありますが、今後とも助け合い・分かち合いのシステムである所得再分配機能を強化して、市民の皆さまから「幸福祉都市 阿賀野」を実感していただけるよう鋭意努力してまいりたいと考えています。（平成23年8月号）

ニーズ（必要）とウォント（欲望）

行政の使命・任務は、住民のニーズを充足するための財・サービスを供給することです。「ニーズ」は必要であり、「欠けている」ものです。ニーズに対して行政は責任をもって公共サービスを供給すべき責務を負っています。一方、「ウォント（欲望）」はニーズを超える需要であり、民間企業が市場を通じて供給する財やサービス（商品）によって充足されます。

公共サービスは、それがニーズに対するものであれば、原則として無償で供給されるべきですが、ニーズとウォントの中間的なものであれば、受益者から応分の負担を求めます。現在、提供されている各種の公共サービスがニーズに対するものなのかウォントに対するものなのか、中間的なものなのかを検証する必要があります。ニーズに合わなくなった公共サービスは、それがいかに安い費用で提供されていても無駄であり非効率です。

これから、次年度の予算編成作業が本格化します。この時期、事業予算の獲得に向けた要望、陳情があちこちから出てきます。市の財政が豊かであれば、市民の皆さまからのご要望に全てお応えすることはできるのですが、市の財政に余裕はありません。

また、財政は企業と同様に最小の経費で最大の効果を発揮することが求められています。限られた財源を有効に活用するためには、ニーズを的確に把握し、ニーズに合った公共サービスを提供することが大事です。「あれもこれも」と事業を網羅的に実施するのではなく、「あれかこれか」の視点で事業を選択して実施していく必要があります。特に、公共事業に関しては、「ないと困るもの」を優先し、「あればなおよい」ものは後回しにさせていただく場面もあろうかと思えます。「ないと困るもの」の例として、生活道路の維持補修事業や治水対策事業、学校施設の耐震化工事など市民生活の維持・向上に向けた事業や市民の安全・安心を確保する事業などが挙げられます。

いずれにしても、市民の皆さまからのご理解、ご協力をいただきながら次年度の予算編成作業に着手したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（平成20年11月号）

全体の奉仕者

日本国憲法第15条第2項で「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定めています。すなわち、すべての公務員は国民全体の利益のためにその職務を行わなければならない（全体の奉仕者）、特定団体の利益実現のために行動してはならないということです。

この規定は、採用選考によって任命される一般職の公務員だけではなく、私のように選挙で就任する特別職の公務員にも適用されます。このあたりまえのことが、特に首長や議員などの「政治家」と言われる公務員においてはなかなか守られていないように感じます。

普段の政治活動において、特定団体から政治献金を受けたり、選挙の際に特定団体から選挙資金の提供があったり、票のとりまとめなどの便宜供与があったりした場合、票や資金提供の見返りに特定団体の利益実現に向けた行動をとりがちです。行動の態様、意図によっては、特定団体からの資金提供が賄賂（わいろ）と認定される場合もあります。

また、「私（私たち）は税金を払っているのだから、公務員は私（私たち）のために働くべきだ」という意見を時々耳にすることがありますが、これは誤った考え方です。公務員は「公僕」と言われているように、広く公衆に奉仕する者であって一部の人に奉仕する者ではありません。

さらに、納税と引き換えに公共サービスが提供されているわけではありません。公共サービスへの請求権は納税者（一部）だけが有する権利ではなく、国民・住民（全体）が等しく有する権利です。私たちがお店でお金を支払って、物やサービスの提供を受けたりする場合とは異なるのです。

公平、公正な行政を実現するためにも、私たち公務員は常に「全体の奉仕者」ということを意識して仕事をするのが大事だと考えています。（平成20年12月号）

官と民、公と私

行政サービスのあり方を「官と民、公と私」について考えてみたいと思います。「官と民」は、国民・住民への財・サービス（私たちが生活するうえで必要となるもの）の提供者は政府などの行政機構（官）であるべきか、民間事業者（民）であるべきかという主体の違いです。「公と私」は、財・サービスが公的な性質・性格を有するものか、私的なものかという客体についての違いです。基本的には、「官」が提供すべきサービスは「公」的なものであり、「民」が提供すべきは「私」的なものです。

また、「官」と「民」では、財・サービスに必要な費用（財源）の調達方法と提供の仕方に大きな違いがあります。「官」は国民・住民から「税金」としてあらかじめ調達し、「民」は顧客から「代金」として同時または後で回収します。「官」が提供する財やサービスは、納税の有無・多寡（たか）に関係なく受け取ることはできますが、「民」が提供する財やサービスは代金を支払わなければ受け取ることはできません。

「官」が提供すべき財・サービスは、ニーズ（必要なもので欠けているもの）であり、ないと困るものです。すなわち、日本国憲法第25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあるように国民の生存権保障として提供される「公」的なものです。一方、「民」が提供する財・サービスは、ニーズを超える「私」的な欲求（ウォント）満たすものが多く、なくてもあまり不便を感じません。

「官」が提供する公的サービスは必要な人へ、必要な時に、必要な量・範囲で提供されるべきであって、基本的には無償での現物給付であるべきです。

国も地方も、平成22年度の予算編成作業がスタートしましたが、市としては限られた財源を有効に活用するために改めて、「官は公、民は私」という役割分担を基本に予算編成作業を進めたいと考えています。（平成21年11月号）

情報公開と市民参加

「民可使由之、不可使知之」論語

(民は之に由らしむ可し、之を知らしむ可からず)

孔子のこの言葉は、為政者（いせいしゃ）が国（民衆）を治める時の心構えを説いたもので、「為政者は国民から信頼されて導いていかなければならないが、国民に正しい教えを完全に理解させるのはとても難しい」という意味です。

しかし多くの人々は「可し」（べし）を命令の助動詞と誤解し、「為政者は国民に批判されることなく頼ってもらえばいいのであって、本当のことは知らせてはいけない」と誤った解釈をしています。つまり「強きには文句を言わず、黙って従え」という意味に理解しています。

孔子がこの言葉を説いた時代は、民衆にあまり知識がなく文字を読めない人も相当いたはずでした。まして全国に限らず情報を伝える手段もありませんでした。だからこそ、為政者は自分の人徳を磨き、民衆の信用・信頼を得て、民衆を正しい方向に導かなければならなかったのです。

現在では、情報通信技術の著しい発達により、世界中で起きたさまざまな出来事が瞬時に伝達されるようになりました。為政者にとって都合の良い情報だけでなく、不都合な情報でも容易に世の中に流れてしまう時代です。今、為政者に求められていることは、人徳を磨くだけでなく、政府の持っている情報や政策を積極的に民衆に開示し、民衆の理解・協力を得るといったことが大切です。

市政情報を積極的に市民に公開することは行政の責務（アカウンタビリティ）、つまり市民に対する説明責任です。決定した後の情報だけでなく、決定途中の情報についても市民に公開すれば、市民はそれに対して意見を述べることができます。また、市政に関する情報を常にオープンな状態にすることで、市民との信頼関係を構築できるものと信じています。また、このことにより市政に対する市民の関心も高まり、ひいては市民の市政への参加を促すことにもつながるものと考えています。（平成20年8月号）

サイレント・マジョリティー（物言わぬ多数派）

「サイレント・マジョリティー」(Silent Majority)とは、「物言わぬ多数派」という意味で、積極的な発言行為をしないが大多数である勢力のことです。この言葉は、声高に主張する少数派である「ノイジー・マイノリティー」(Noisy Minority)に対する言葉として使われています。

この言葉は、アメリカのニクソン大統領が1969年の演説の中で初めて使いました。当時のアメリカはベトナム戦争に反対する学生などによる反戦運動が高まっていました。しかし、ニクソンはそういった運動や発言をしない大多数のアメリカ市民はベトナム戦争を支持しているという意味でこの言葉を使い、「発言はしないが現体制を支持している多数派」というニュアンスで用いられるようになりました。

組織や会議では、少数の声の大きな人「ノイジー・マイノリティー」の意見が活かされ、大多数の物言わぬ人「サイレント・マジョリティー」の意見が反映されないということがよくあります。すなわち、意見があるからこそ声を出して主張するのであって、黙って何も言わない人は「意見がないからだ」とか「同じ意見だから言わない」などという理由で、多数者の「声なき声」は無視され、切り捨てられたりすることがあります。民主主義は個人の人権である自由・平等・参政権などを重視し、原則として多数決によって意思を決定することにより、人民による支配を実現する政治思想です。しかし、「ノイジー・マイノリティー」の意見に基づいて多数決が行われているとしたら民主主義の危機です。

いかにして「サイレント・マジョリティー」の意見に耳を傾けるか。大変難しい課題ですが、一つには、声高に意見をいう少数者とは反対の立場で物事を考えることではないでしょうか。ともすれば少数者の意見が自分の意見と合致する場合はそちらの意見に引っ張られがちですが、あえて反対の立場で考えるのです。

もう一つは、普段の生活の中で何気なく発せられた一言に耳を傾けることです。あらたまった席や公式の場で意見を求められても、多くの人は意見を述べることはなく、意見を述べても本音を語る人は少ないでしょう。自然な状態で、普段の会話の中で発せられた一言がまさに多数者の偽らざる「声なき声」ではないでしょうか。

(平成20年10月号)

可視化

「可視化」とは、人間が直接見ることができない現象や事象を、画像・映像などにより見ることのできる状態にすることです。この「可視化」は、足利事件にみられるように刑事事件における「取り調べの可視化」から出てきた言葉です。

刑事事件の捜査段階での被疑者への取り調べが、弁護士など外部からの連絡が遮断された状態、いわゆる「密室」で行われるため、捜査官による取り調べが威圧、利益誘導など、違法・不当に行われることがあります。その結果、被疑者の意に反する供述を強要されたり、供述と食い違う調書が作成されたりして、裁判の長期化や冤罪（えんざい）を生む要因となっています。取り調べの全過程を録画（可視化）しておけば、被疑者と捜査官の言い分が違っても、録画したものを再生することにより適正な判定を下すことができるというものです。

このほか可視化した方が良いと思われるものの一つに予算編成過程があります。国の予算については、族議員や業界団体によって国民には見えないところで決まることが多かったように思われます。新政権では2010年度予算編成にあたり、95兆円にも膨らんだ概算要求額を3兆円程度削減するため、「事業仕分け」という手法を使って、事業を絞り込むこととなりました。「事業仕分け」とは、行政が行う事業の無駄をなくし透明性を確保するために、民間の有識者を加えて「不要」、「継続」、「民間へ」などに分類する作業のことで、作業過程はすべて公開されます。

政府の行政刷新会議が主体となって、民主党議員、各省副大臣・政務官、民間有識者で構成されるワーキンググループが、約220項目447事業について、先月11日から事業仕分けを行いました。予算を取ったり配ったりする側でなく、使う現場や国民の目線で事業を見直すことは良いことです。

阿賀野市の予算編成作業もこれから本番を迎えます。景気の低迷で税収などの収入増は期待できず支出を減らすしかありません。「事業仕分け」の考え方も参考にしながら既存事業の見直しが必要と考えています。（平成21年11月号）

マニフェスト（政権公約）

昨年の大きな出来事と言えば「政権交代」です。ほぼ半世紀続いた自民党政権が終焉（しゅうえん）し、民主党を中心とした連立政権が誕生しました。新政権がマニフェストに掲げた政策が今後どのような形で具現化していくのか注視しているところです。

マニフェストは有権者に政策本位の判断を促す目的で、政党や首長・議員等の候補者が当選後に実行する政策をあらかじめ確約し、それを有権者に明確に知らせるために作成される宣言書です。2003年に行われた衆議院議員選挙からマニフェストによる選挙が始まり、近年の国政選挙や地方選挙においては、有権者にマニフェストを示して選挙に臨むというスタイルが定着してきました。

このように政策本位の選挙が行われるようになったのは、衆議院議員の選挙制度が1996年に中選挙区制から小選挙区制に移行したことと関係があります。一つの政党から複数の候補者擁立も可能な中選挙区制のもとでは、有権者の関心は候補者の所属政党よりも候補者個人に向けられ、政治家としての資質や政治手腕が重視されました。

また、当選後は業界や地域の利益代表者としての役割が求められ、予算や事業をいかにして獲得するかが政治家としての能力を評価する物差しになっていました。小選挙区制に移行してからは、候補者よりも候補者が所属する政党を選択するという性格が強くなりました。政党の選択はすなわち政策を選択することを意味し、候補者個人よりも政党から示されるマニフェストが投票する際の判断基準として重視されます。

鳩山新政権が誕生してハネムーン期間の100日が経過してからは、マニフェスト実現の可能性について、マスコミなどから厳しい評価を受けています。財源が確保できずマニフェストの修正を余儀なくされたことや平成22年度予算編成過程での首相の指導力不足が指摘されています。私自身もこれを教訓に水原郷病院の救急医療体制の早期復活を最優先の市政課題と認識し、マニフェストの実現に向けて全力で取り組んでまいります。

（平成22年2月号）

情報公開と説明責任

「情報公開」は、国などの行政機関が保有している業務上の記録等を広く一般に開示することです。一方、「説明責任」とは、官公庁や企業が国民・住民、従業者、株主などの利害関係者に対して説明をなすべき義務で、行政や企業の透明性・ガバナンス（統治）の観点からもその重要性が広く認知されています。特に行政における説明責任は、政府や公務員が政策やその執行について、国民・住民が納得できるように説明する義務を負うことを意味します。

情報公開が「単なる説明」で足りても、説明責任の方はさらに一步踏み込んだ「納得のいく説明」にまでレベルを上げなければなりません。医療の現場でよく使われる「インフォームド・コンセント」という言葉は、患者が医療機関から受ける投薬・手術・検査などの医療行為に対し、その内容についてよく説明を受け理解したうえで、治療方針に合意するという意味です。「説明責任」についてもこのレベルにまで引き上げる努力が必要と考えます。

情報公開は制度化されたこともあり、かなり普及進展しているようですが、説明責任の方はまだ十分に普及していないように感じます。情報が一方的に受け手に流れているだけで、確実に伝わっているのか、伝わっていても情報の内容・意味が理解されているのかなど、受け手の理解度も考慮に入れないと説明責任が果たされたとはいえないと思います。

薬害エイズ、薬害肝炎事件における情報提供の遅れによる被害拡大や大手自動車メーカーのリコールをめぐる対応など、サービス提供者の説明責任が果たされないと受給者・消費者との信頼関係が大きく損なわれるばかりでなく、社会全体の信用を失ってしまう事態になります。

市政の最優先課題である水原郷病院の公設民営化もいよいよ最終局面に入りました。これまで以上に、市民の皆さまや議会など関係者に対する説明責任を果たしてまいりたいと考えておりますので、円滑な民営化移行に格別のご理解とご協力をお願いします。

（平成 22 年 5 月号）

政治屋（ポリティシャン）と政治家（ステーツマン）

「政治屋（ポリティシャン）は次の選挙を、政治家（ステーツマン）は次の世代を考える」（19世紀の米国牧師ジェームズ・F・クラークの言葉）

先月11日に執行された第22回参議院議員選挙は与党民主党の敗北という結果で幕を閉じました。一方、野党の自民党は改選議席を大幅に増やし改選第1党となり、みんなの党もゼロから10議席を獲得し、参議院においては公明党に次ぐ第4の勢力となりました。民主党の大敗について、菅総理の唐突な消費税の増税発言だとか、バラマキ政策に対する評価だとか、各種メディアを中心に敗因分析が行われています。

いずれにしても、政党政治においては、与党は政権を維持・強化するために、野党は政権を獲得するために、選挙による議席獲得が至上命令となります。しかし選挙至上主義は政治屋を横行させ、衆愚（しゅうぐう）政治へと向かわせる危険をはらんでいます。

真の政治的解決を回避する政治屋が打ち出す政策は、複雑な政治的争点を単純化し、いたずらに民衆の人気取りを意識したものとなります。一方、情報化の進展に伴って増えた無記名で無責任な世論にさらされた有権者は自身の政治的立場が分からなくなり、選挙に無関心になったり、他人思考や過剰適合で投票する無党派層となったりと、政治動向を左右する大きな勢力となっています。

しかし、今の日本の政治が取り組まなければならない真の課題は、短期的なバラマキ政策ではなく、税財政改革、成熟した経済への対応、少子高齢化、環境問題、安全保障など時間のかかる困難なものばかりです。

だからこそ、今の日本の政治に求められている指導者は、痛みを隠し目先の利益をちらつかせながら現在の世代に媚（こび）を売る「政治屋」ではなく、今は苦しみや痛みであっても将来の世代の幸福につながる課題に果敢に挑む「政治家」ではないでしょうか。（平成22年8月号）

代議制民主主義と世代間格差

今月は4年に一度の地方統一選挙が行われ、県内でも県議会議員選挙と一部市町村の首長選挙や議会議員選挙が実施されます。20歳以上の国民・住民に等しく付与される選挙権は、国民主権・住民自治の根幹となる大切な権利ですが、政治に対する関心や参加意識が低下するなか、若年層の投票率が低くなっています。

衆議院議員総選挙の直近3回の全国ベースでの年齢別投票率をみると、50歳から60歳代は70%~80%台で推移していますが、20歳から30歳代は40%~50%台となっています。両年代の投票率に30%もの開きがあります。

人口も多く投票率も高い高齢者の投票行動が政治活動に大きな影響を与えます。政治がこれら高齢者層をターゲットにした集票行動をとれば、高齢者層に対しては寛容な政策（負担は小さく受益は大きい）が、人口が少なく投票率の低い若年層に対しては厳格な政策（負担は大きく受益は小さい）が打ち出される傾向にあります。

社会保障と租税における受益と負担の関係について年齢別に金銭換算すると、高齢者層では受益が負担を上回り、勤労者世代（特に若年層）では負担が受益を上回っていることが指摘されています。これは世代間における租税負担率や社会保障負担率の違いから生じるものです。

政治は本来あるべき代議制民主主義の原点に立ち返り、世代間の利害調整には中立・公平であるべきです。しかし現状では不公平な状況が見られます。これを是正するには若者の政治参加が必要です。そのためにも選挙権をしっかりと行使すべきではないでしょうか。（平成23年4月号）

おわりに

昨年5月に、日本創成会議（人口減少問題検討分科会）が、「人口減少社会」がこのまま推移すれば将来消滅する可能性が高い地域（自治体）があるとして衝撃的なレポートを発表しました。この発表を受けてマスコミ各社が「消滅自治体」などというタイトルで報道したことから各方面に大きな反響を呼んでいます。

このレポートの注目すべき視点は、人口の「再生産力」を示す指標として「若年女性人口」（20～39歳の女性人口）の増減に着目して、2010年の人口をベースに2040年の市区町村別の将来推計人口を示したことです。なぜ、この年齢層の女性人口に着目したのかについては、「平成24年の合計特殊出生率1.41のうち、95%は20～39歳の女性によるものだからである。」としています。そして「20～39歳という『若年女性人口』が減少し続ける限りは、人口の『再生産力』は低下し続け、総人口の減少に歯止めがかからない関係にある。」と結論付けています。また、「若年女性が50%以上減少すると出生率が上昇しても人口維持は困難」だとしています。

生まれてから20～39歳になるまでにほとんど人口流出がない自治体（モデル①）と生まれてから20～39歳になるまでに男女ともに3割程度の人口流出がある自治体（モデル②）に分けて、それぞれのケースについて人口の再生産力を維持するために目標とすべき合計特殊出生率の水準が示されています。

モデル①のケースでは、現状の全国平均の出生率水準（1.4程度）では概ね30～40年後の再生産力は約7割に低下し、再生産力を維持するためには、直ちに合計特殊出生率が2程度の水準となる必要があるとされています。またモデル②のケースでは、更に厳しい指摘と目標設定がなされています。すなわち現状の全国平均の出生率水準では概ね30～40年後の再生産力は約5割に低下し、再生産力を維持するためには、直ちに出生率が2.8～2.9を超える水準となる必要がある、としています。合計特殊出生率は2.1以上であれば人口は増加傾向にあるとされ、2.1以下であれば減少するといわれています。したがってモデル②のケースの場合、出生率を人口が増加するレベルにまで引き上げないと現在の人口を維持できないこととなります。クリアするにはかなり高いハードルです。

さて、いま私が住んでいるこの街、阿賀野市が今後どうなるのか気になるところです。このレポートによると、2010年時点の阿賀野市の人口は45,560人、同年の若年女性の人口は4,768人。30年後の2040年時点の人口は33,172人、同年の若年女性の人口は

2,734人、若年女性人口変化率（2010→2040）は-42.7%。若年女性人口が50%を超えて減少していないことから、消滅可能性の高い地域（自治体）には該当しませんが、「このままでよい」（現状維持）というわけにはいきません。対策を講じなければ人口減少が着実に進み地域の活力を喪失させます。参考までに新潟県内30市町村のうち消滅可能性の高い（若年女性が50%以上減少する）市町村は18もあります（10市8町村）。県内市町村の実に半分以上が消滅可能性の高い地域に分類されているのです。

さて、この小冊子の冒頭で触れた「将来に向かって持続可能な地域社会」について、もう一度考えてみましょう。私たちがいま住んでいるこの街が50年後においてもこの場所に存在し繁栄している姿を想像した場合、「少子化・人口減少社会」を直ちにストップさせる必要があります。時間の猶予はありません。私と一緒に考えてみませんか。志のある方は、地域政党 日本新生のドアを叩いていただきたい。

2015年3月

天野 市栄

天野 市栄（あまの いちえい）

[プロフィール]

新潟県阿賀野市生まれ。地域政党 日本新生代表。

昭和57年3月に新潟大学法文学部を卒業後、同年4月新潟県庁に入庁。地域総合整備財団（ふるさと財団）調査役、表参道新潟館ネスパス チーフディレクターなどの役職を経て、平成19年12月に新潟県庁を退職。平成20年4月に阿賀野市長に就任し平成24年4月までの4年間、阿賀野市政を担当。

2015年3月26日 第1版第1刷

著者 天野 市栄

発行者 地域政党 日本新生

代表 天野 市栄

〒959-2024

新潟県阿賀野市中島町1番4号 エービル1階

☎0250-62-0640



地方からこの国のかたちを変える
地方が変われば国も変わる
まずは、地方を変えよう

地域政党
日本新生

TEL (FAX) **0250-62-0640**
E-mail: i-amano@cream.plala.or.jp
ブログ [地域政党日本新生](#)